基本的な方向性を提示

有害物の幅が広がる

廃棄物処理法で措置へ

POPs廃棄物対策

近年、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」の規制対象に新たな物質が追加されていることを受け、環境省は昨年9月30日、「POPs廃棄物の適正処理推進に関する検討委員会」を立ち上げた。POPs廃棄物の適正処理の推進に向けた国内での検討を行い、12月7日に基本的な方向性を示した。特別管理廃棄物への指定や新たな枠組みを創設するなどの廃棄物処理法による制度的な措置を講じる。

規制対象は26物質群に増加

POPs（Persistent Organic Pollutants）とは、残留性有機汚染物質のことで、環境中で分解されにくく、人や野生動物から、国連環境計画（UNEP）が事務局となって議論を進め、2001年にPOPs条約として採択、04年に発効した。日本は02年に加入している。

規制対象物質は条約発効時の12物質群から大幅に増加し、現在までに26物質群が指定されている。次回の締約国会議では、さらに二つの物質を規制対象とする見込みとなっている。

国内では、化学物質審査規制法の第一種特定化学物質にPOPsを指定し、製造・輸入・使用を原則禁止している。POPsのうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）とダイオキシン類以外は環境基本法に基づき定められる環境基準の対象物質とはされておらず、一般環境中のPOPs濃度レベルは総じて横ばいまたは減減傾向にあると見られる。

しかし、過去にPOPsが使用された廃製品や非意図的に生成するPOPsを含有するPOPs廃棄物については、汚染物がなお排出されている。これらのPOPs廃棄物については、技術的留意事項を取りまとめ、原則としてPOPs分解率99・999%以上であることが確認された施設で分解処理されてきた。

高濃度含有汚染物を特管物に

環境省は昨年9月30日から12月7日まで計3回の検討委員会を開いた。検討委員会では農業、泡消火設備、消火器、ゴムトランス、発泡断熱材、家電製品、白動車用関連部品などのPOPsを含有する廃池、廃酸、廃アルカリなどの汚染物を新たに特別管理廃棄物に指定することを打ち出している（表2）。特別管理廃棄物の具体例にはHCBDを数十%含有する廃油を挙げている。また、POPsが環境中に放出されやすい形で含有されている特定の廃製品についても、特別管理廃棄物に指定する。

特別管理廃棄物に指定する廃棄物の処理基準については、PCB廃棄物の処理基準やパーセルガイドラインに示されている燃焼温度である850度Cや燃焼ガスの滞留時間2秒以上を含めた廃棄物処理施設の処理能力を総合的に考慮するとともに、これまでに構築された処理ルートが継続できるようにする。

POPs含有産業廃棄物を創設

特定の施設から排出される特別管理廃棄物以外のもので、POPsを一定程度超えて含有する汚染物に関しては「POPs含有産業廃棄物」と定義し、上乗せの処理基準のみ規定する。特定のPOPs使用製品が産業廃棄物となったものも指定対象とする。

処理委託時には、POPs含有産業廃棄物であることをマニフェストや廃棄物データシート（WDS）で明記させ、排出事業者から廃棄物処理業者への情報伝達が行われるようにする。POPs含有産業廃棄物以外の廃棄物の具体例には、POPs農薬、PFOS含有消火器、PFOS含有泡消火薬剤の廃製品を挙げている。

今年のPOPs条約締約国会議で、規制対象物質に追加される見込みのテカブロモジフェニルエーテル（DeBDE）と短鎖塩素化パラフィン（SCCP）を含有する廃棄物に関しては、発生源や処理状況の調査を行い、制度的な在り方の方向性を検討していく。PCBとダイオキシン類については、廃棄物処理法での措置を継続する。

次回の検討委員会では、特別管理廃棄物とPOPs含有産業廃棄物の具体的な指定対象や処理基準、情報伝達事項についての詳細な検討を行う。処理基準や処理施設の維持管理基準の決定にあたっては、環境大臣による無害化処理認定制度の活用も検討する。夏頃に最終的な報告書を取りまとめる予定だ。

表1 POPs条約規制対象物質及び規制対象候補物質一覧

採択年月	POPs条約成立 2001年5月	COP4 2009年5月	COP5 2011年4月	COP6 2013年5月	COP7 2015年5月	COP8 2017年4～5月予定
発効年月	2004年5月	2010年8月	2012年10月	2014年11月	2016年12月予定	
POPs農薬類	アルドリン クロルデン DDT*1 ディルドリン エンドリン ヘプタクロル（CB） ヘプタクロル（マイレックス） トキサフェン	クロルデコン α-HCH β-HCH（PeCB） リンデン	エンドスルファン		PCPとその塩及びエステル類	
フッ素系界面活性剤		PFOSとその塩及びPFOSF				
臭素系難燃剤		（HBB） POP-BDEs*2		HBCD		DeBDE（予定）
塩素系難燃剤	PCB				（HCBD） PCNs*3	SCCP*4（予定）
副産物・汚染物	HCB PCB PCDD/PCDF	PeCB			PCNs*3	

※（ ）のPOPsは国内における製造・輸入の実績がないが不明なものを示す。
*1 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（2-クロロフェニル）エタン
*2 臭素数が2～8のもの
*3 塩素数が2～8のもの
*4 炭素数10～13、45%以上のもの

HCB＝ヘキサクロロベンゼン
PCB＝ポリ塩化ビフェニル
PCDD/PCDF＝ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン/フラン
HCBD＝ヘキサクロロブタジエン
PeCB＝ペンタクロロベンゼン
PFOS＝フルオロオクタンスルホン酸
PFOSF＝ペルフルオロオクタンスルホニルフリオルド
HBB＝ヘキサブロモビフェニル
POP-BDEs＝ブロモジフェニルエーテル
HBCD＝ヘキサブロモシクロドデカン
PCP＝ペンタクロロフェノール
HCBD＝ヘキサクロロブタジエン
PCNs＝ポリ塩化ナフタレン
DeBDE＝デカブロモジフェニルエーテル
SCCP＝短鎖塩素化パラフィン

表2 POPs廃棄物の指定対象及び主な処理基準（案）

		POPs		
		農薬類	廃池	廃酸・廃アルカリ
指定対象		・残留性が高いと考えられるものであり、POPsを高濃度に含有するもの（DDTやエンドリン等）。ただし、残留性が低いものは、特別な管理を要するものとする。 ［具体例］ ・HCBを含有する農薬	・特定のPCPを含有するものであり、特別な管理を要するもの（例外的にPCPを含有しないものとする。） ［具体例］ ・PCPを含有する池	・特別な管理を要するもの（例外的にPCPを含有しないものとする。） ［具体例］ ・PCPを含有する酸・アルカリ
処理基準	主な処理基準	・一定程度を超えてPOPsを環境中に放出するものとして、一連の処理時点において特別な管理を要する性状であるため。	・（左欄と同じ）	・廃棄物処理施設の能力に応じて廃棄物中のPCPが適正に分解されるようにするため。
	主な処理基準	＜要件1＞ ［具体例］ ・容器に収納して収集、運搬、保管する ・PCPが適正に分解されるよう処理する	・（左欄と同じ）	＜要件1＞ ［具体例］ ・POPsが適正に分解されるよう処理する
対象業者				
処理施設	主な処理基準	・上記の性状を有する廃棄物の性状等（ガラスやセメントなどの固形化）をPCPが適正に分解されるため。	・（左欄と同じ）	・（左欄と同じ）
	処理施設			・一般廃棄物に比べ排出量が少なく、種類に適応されるものではなく、大規模な事業所の可能性とともに、設備されていると考えられ、2000年度に開発されて国内の一般廃棄物処理施設のなかでもパーセルガイドラインに示された燃焼温度以上の処理能力を有していると思われ。

'17新春特別号 No.2 1～18面

古い消火器には、PFOSを使用しているものがある

平成29年1月9日
週間循環経済新聞